

# 厚 真 町 教 育 大 綱

平成28年4月

厚 真 町

# 第1章 大綱の策定について

## 1 大綱の性格

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を明らかにするものであり、第4次厚真町総合計画との整合性を図るとともに厚真町教育振興基本計画の基本理念、基本目標を踏まえ、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。

## 2 大綱の構成

大綱は、「第1章 大綱の策定について」「第2章 本町教育の基本理念と基本目標」「第3章 基本方向と今後5年間に取り組む基本方針」の3つの章で構成しています。

このうち、第3章では、基本方向として「子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進」「英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成」「豊かな心の力を育む子どもの育成」「健やかな体を育む子どもの育成」「ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成」「質の高い教育を支える教育環境の確保」「社会全体の教育力の向上」「生涯学習社会づくりの推進」「郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進」「生涯スポーツの推進」の10項目を柱とした上で、今後5年間に取り組む25の基本方針を示しています。

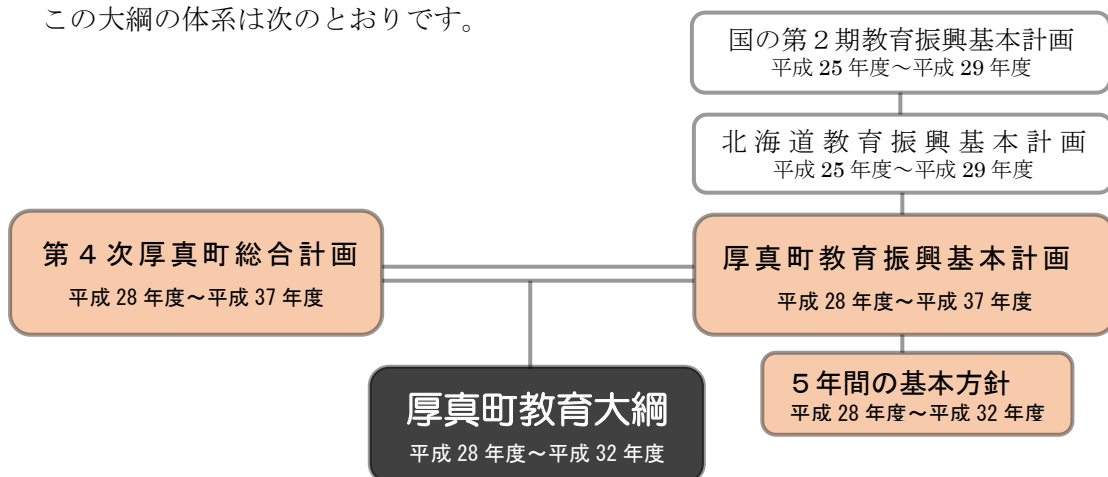
## 3 大綱の対象期間

この大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、国、北海道及び町の計画変更ならびに今後の社会情勢の動向により、この大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行います。

## 4 大綱の体系図

この大綱の体系は次のとおりです。



## 第2章 本町教育の基本理念と基本目標

### I 基本理念

本町教育の基本理念は、「ふるさとを愛し 未来に向かって たくましく生きる人材の育成」であり、この理念を学校教育や社会教育それぞれの分野が共有し、自分たちの地域にある課題に正対することで、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする強い心を持った人を育てます。

### II 基本目標

#### 1 自立して社会で生きていく基礎を育み、新しい時代を担える子どもの育成

学校教育の場においては、子どもたちに学習意欲を持たせ、基礎的な知識・技能の習得、他人のことを思いやる気持ちやその思いやりを行動に表す心の力、健やかな体づくりを推進し、知・徳・体がしっかりと支え合う生きる力の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域の連携を図り、体験や交流活動を充実させ、社会的な規範意識や異文化を含めいろいろな人とコミュニケーションを図る態度や能力を育成するとともに、社会の一員として自立して生きていくことの大切さを自覚できるように、学校・家庭や地域住民が相互に連携を深めながら協力して次代を担う子どもたちの育成を推進します。

#### 2 生涯にわたり、支え合い・学び合う地域づくりの推進

町民一人一人が安心して気軽に活用できる生涯学習施設の利用促進を図るとともに、町民の交流の輪を広げ、学び合う中で新たな絆や生きがいを見つけ、そして地域に根ざした活気のある生活を送ることができるような施策を推進します。

また、町民をはじめ多くの方々に本町の歴史や文化・伝統についての情報を発信し、学習機会や啓発活動の充実による文化の継承に努めるとともに、アイヌ文化財の保存・展示と活用を推進し、先住民族の歴史を町づくりに生かします。

## 第3章 基本方向と今後5年間に取り組む基本方針

### 基本方向 1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進

子どもたちの基礎・基本の確実な習得と主体的に学ぶ態度や習慣の確立を徹底して、知識の確実な習得を図りつつ、「課題発見・解決能力」を高めて「確かな学力と自立する力」を育成し、知識の活用を促すことができる授業づくりにも努めます。

また、「感性や意欲、多様性を受容する力」など、未来を形成するにふさわしい「豊かな心の力づくり」に取り組めます。

さらに、グローバル化、高度情報化など変化の激しい中をたくましく生き抜くための体力、気力などを育む「健やかな体づくり」を推進します。

#### ☆基本方針☆

- 1 確かな学力の育成
- 2 キャリア教育の充実
- 3 特別支援教育の充実
- 4 学校ICTの活用による新たな学びの推進

### 基本方向 2 英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成

小学校低学年から英語に慣れ親しむ活動時間の設定や、小中の連続性に配慮した教育課程の編成・実施など、小・中学校が連携して、カリキュラムや指導方法に工夫を加えて「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく育成しながら、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てます。

また、児童生徒の身近な暮らしや社会の暮らしにかかわる場面、発達段階や興味・関心に応じた言語の活用場面を用意して、英語に触れる機会を充実してコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成に努めます。

#### ☆基本方針☆

- 5 国際社会に絆を広げるコミュニケーション能力の育成

### 基本方向 3 豊かな心の力を育む子どもの育成

子どもたちが命を大切にすることをもち、基本的な生活習慣、規範意識、あいさつの習慣の確立や対人関係能力の向上などを通じて、豊かな人間性をもってたくましく生きていくため道徳教育や体験活動の充実を図ります。

さらに、自己を律し、他人を思いやり、いじめや差別を許さない、公共のためになることを大切にすることを道徳心や人への思いやりを行動で表すことのできる心の力を育てる指導や取り組みを推進します。

また、いじめや差別の未然防止・早期発見のために関係機関等と連携した効果的な取り組みや、被害に遭った児童生徒の立場に立った取り組みを推進します。

☆基本方針☆

- 6 豊かな心の力を育む道德教育の推進
- 7 いじめ問題・不登校等の防止への対応
- 8 生徒指導・教育相談の充実
- 9 読書活動の推進

基本方向 **4 健やかな体を育む子どもの育成**

子どもの体力の状況を把握し、能力・適性、興味・関心等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい自ら考え工夫したりしながら運動の課題の改善を促す授業の充実や、地域社会と連携を図って運動に親しむ機会づくりを行って、体力・運動能力の向上に努めます。

学校給食では栄養バランスの取れた豊かな食事を子どもに提供することにより、子どもの健康の保持増進を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるため、給食の時間や特別活動などを活用して食育の推進に努めます。

☆基本方針☆

- 10 体力・運動能力の向上
- 11 健康の保持増進
- 12 学校給食の充実

基本方向 **5 ふるさとの良さを理解し、厚真を愛する子どもの育成**

本町には、埋蔵文化財の発掘調査により旧石器時代からアイヌ文化期をはじめとする貴重な遺跡、自然、歴史、伝統文化、行事、食等の地域資源が豊富にあり、これらを生かしたまちづくりへの取り組みも着実に進められています。

子どもたちが郷土の歴史や文化に学び、未来の社会を受け継いでいくためには、ふるさとの魅力に理解を深め多様な価値観を育むことが必要となることから、様々な教育活動を通して地域資源を活用した学習機会の充実を図り、郷土を愛する児童生徒の育成に努めます。

☆基本方針☆

- 13 ふるさと教育の推進

基本方向 **6 質の高い教育を支える教育環境の確保**

校長のリーダーシップの下、職員一人一人の能力や適性を生かした学校運営に努め、組織としての学校の教育力を高めるとともに、学校の危機対応能力の向上を図ります。

さらに、創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを目指して、学校を核とした家庭や地域の参画と連携を図った「コミュニティ・スクール（地域とともにある学校運営）」の導入なども視野に入れながら開かれた学校づくりの推進を図るとともに、教師としての

使命感、資質・力量・識見を高めるための教員研修の実施、教育の基盤となる施設・設備の充実を推進します。

**☆基本方針☆**

- 14 小・中学校の連携・接続の推進
- 15 開かれた学校づくりの推進
- 16 教職員の資質・能力の向上
- 17 子どもたちの安心・安全の確保
- 18 快適な教育環境の整備・充実
- 19 北海道厚真高等学校の教育支援

**基本方向 7 社会全体の教育力の向上**

家庭の主体性を発揮しつつ、子育てに対する関係機関や地域住民、子ども園等との一層の連携を図って、家庭を含め地域社会全体の教育力の向上を図ります。

**☆基本方針☆**

- 20 家庭における教育力の向上
- 21 地域の教育力を生かした青少年の健全育成の推進

**基本方向 8 生涯学習社会づくりの推進**

地域全体の学習活動・交流活動を促進して、学習成果をお互いに分かち合うことにより学習の輪が広がることから、単に学ぶだけではなく、学んだことが活かされる行動につながる生涯学習社会の実現を目指します。

**☆基本方針☆**

- 22 生涯を通じた多様な学習活動の推進
- 23 人材を育む読書活動の推進

**基本方向 9 郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進**

<sup>いにしへ</sup>古より大切に守り受け継がれてきた郷土の文化財を良好な形で保存と活用を図りつつ、後世に引き継ぐとともに、伝統芸能を伝承していくことにより、郷土への誇りと愛着の形成を促します。

厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財は、郷土の歴史と旧石器時代やアイヌ文化期の営みを知る貴重な資料となるとともに、将来の町づくりの核を担うものであり、確実に次世代に継承し、幅広い活用を目指して必要な施設の整備を推進します。

**☆基本方針☆**

- 24 文化の継承と文化財の保護・活用の推進

町民が、生涯を通じてスポーツに親しみ、より活力のある生活を実現するために、各種生涯スポーツ事業の展開や軽スポーツの普及に努め、スポーツ団体等を支援しながら町民の健康や体力の保持増進を目指します。

さらに、スポーツ少年団の育成や指導者の育成に努めて、子どもたちのスポーツに親しむ機会の充実と競技技術の向上に努めます。

また、スポーツ施設の有効活用を図るとともに、計画的な施設の維持補修によって安心・安全なスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。

#### ☆基本方針☆

#### 25 スポーツの推進と健康づくり

#### 平成28年度以降5年間に取り組む

#### 重点事項

- 義務教育9年間を見据えた小・中学校連携教育の推進
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）活用の推進
- 英語を活用できる児童生徒の育成を目指す英語教育の推進
- 海外での修学旅行を活用した英語教育の検証
- 義務教育9年間をつなぐ新たな授業づくりの研究推進
- 学校ICTの環境整備とICTを活用した教育の研究
- 厚真町いじめ防止基本方針に基づく、いじめの防止、いじめの早期発見等の対策の総合的かつ効果的な推進
- 体力・運動能力向上への取組と環境づくり
- 学校給食センター厨房機器・設備等の計画的な維持・更新
- 児童生徒の「学習・生活・運動習慣」向上運動の実践
- 放課後子ども教室や放課後児童クラブ、土曜学習（土曜楽校開催事業）の充実
- 読書環境の整備・充実
- 中学校校舎大規模改修
- 郷土資料や埋蔵文化財の活用施設の整備